

愛知県交渉に参加しました！

愛知県商工団体連合会の愛知県交渉に参加しました。9月3日（水）に愛知県議会棟5階の大会議室で行われ、この日は全県の各民商から代表が集まり、日本共産党のしもおく奈歩県議員が同席しました。

要望書を提出し、文書で回答を受け取ったうえで、諸物価高騰や税の苛烈な徴収にさらされている業者など本人達の生の声による訴えが行われました。

国保税の県単位化から市町村国保は値上げを続けています。民商側からは、低所得者にとって国保税が払っていけない領域に入っていること、自治体の現場での苛烈な徴収の事例や、滞納整理機構のもたらす歪みを訴えました。そして大府市の子育て世帯への支援などを全県に広げるよう呼びかけました。

また、県が毎年行っている中小企業調査は、100件のうち小規模以下は約4割かつ小規模業者と個人業者の区別を行っていないと説明されたため、中小業者の85%が小規模業者であり、その60%が個人業者あることを主張、個人業者の声も聴くように訴えました。

小規模業者を見ずして実情に即した商工政策にはなりません。小規模業者の数は減り続けています。従業員5人未満の小規模事業者ほど社会保険や国保



服部愛商連会長が県へ要望書を提出

税の負担が大きくなっています。消費税も規模の小さい所ほど売上転嫁ができていない傾向がはっきり出ています。

民商はこれからも愛知県に小規模事業者への支援を訴える運動を続けます。

10月には他の民主団体と協力して、社会保障の拡充を実現するため各市町を回る恒例の自治体キャラバンが行われます。11月からは毎年、尾北民商は3市2町に要望書を提出して懇談を行っています。

行政に言いたいこと、伝えたいことがある人は、尾北民商にご相談ください。



尾北民商
ニュース

2025年
9月15日号
TEL 0587-54-0524
FAX 0587-54-1390

2つの署名を事務所に届けてください！

9月24日（水）に東京で行われる全国業者婦人決起集会に尾北民商婦人部の代表2人が参加します。

その時に、これまで集めた「**家族従業員の働き分を経費として認めない所得税法第56条の廃止を求める請願**」署名と「**国保加入者に傷病手当、出産手当を給付する制度の確立を求める請願**」署名を国会に提出します。

業者の権利の実現と社会的地位向上のため、8月に新聞折り込みでお届けした署名用紙を知人友人の署名で埋めて、最寄りの役員・事務局員に預けるか、民商事務所に届けてください。



9月19日（金）をめどにお願いします。

民商婦人部 次のパソコン記帳会は
9月20日（土）午後2時～4時
尾北民商事務所にて

尾北民商婦人部は毎月、尾北民商事務所を会場にしてパソコン会計の入力会を行っています。

婦人部員でない人や男性でも参加できます。参加を希望される方は、ぜひ尾北民商事務所にご連絡ください。



Next BMプロジェクトproduce

集客・販売促進の勉強会

時 9月17日
午後7時30分～

所 尾北民商事務所

講師 伊藤拓己 常任理事